

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例  
の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国家公務員の退職手当については、「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 95 号）」が平成 21 年 4 月 1 日から施行され、新たな支給制限および返納の制度が設けられたところです。

これに伴い、県の一般職員（知事部局等）の退職手当について、国家公務員と同様の取扱いとするための条例改正案が提出されますことから、病院事業の企業職員についても、県の一般職員との均衡を考慮し、退職手当制度の一層の適正化を図るため、滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 職員が懲戒免職処分を受けて退職した場合等には、当該処分の原因となった行為の内容や程度等を勘案して、退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができることとします。（第 22 条第 2 項関係）
- (2) 退職をした者について、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合等には、退職手当が支払われる前にはその支給を制限し、退職手当が支払われた後には、返納または納付をさせることができることとします。なお、これらの支給制限等の処分を行おうとするときは、人事委員会に意見を聴かなければならないこととします。（第 22 条第 3 項関係）
- (3) 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとします。